

未払い賞与

Q : 前期は業績が良かったため、期末(3月末)に賞与を支給することとし、未払い計上しました。聞くとところによると、未払い賞与が損金になるには要件があるとか。どうなっているのですか？

A : 一定の要件を満たしていれば、その支給額を通知した事業年度の損金に算入できます。

【解説】

使用人に対する賞与は、原則として、支給した日の事業年度の損金に算入されますが、次の要件のすべてを満たす場合には、使用人にその支給額の通知をした日の属する事業年度に損金算入することが認められています。

- ① その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知していること
- ② ①の通知をした金額をその通知をしたすべての使用人に対し、その通知をした日の属する事業年度終了の日から1月以内に支払っていること
- ③ その支給額につき①の通知をした日の属する事業年度において損金経理していること

なお、労働協約又は就業規則により定められている支給予定日が到来している賞与(使用人に支給額が通知されているもので、かつ、その支給額につきその通知事業年度で損金経理しているものに限る)については、その支給予定日又はその通知をした日のいずれか遅い日の属する事業年度の損金となります。

